

ハラスメント窓口相談員

学生相談室

大島 啓利 ☎ 外線 (082) 830-1119 内線 4430
☒ conosh@shudo-u.ac.jp (大島)
中村 晶子 ☒ connaka@shudo-u.ac.jp (中村)

商学部

矢野 泉 ☎ 外線 (082) 830-1225
内線 3424
☒ conyano@shudo-u.ac.jp

人文学部

戸出 朋子 ☎ 外線 (082) 830-1177
内線 3319
☒ contode@shudo-u.ac.jp

法学部

高橋 利安 ☎ 外線 (082) 830-1295
内線 2696
☒ contaka@shudo-u.ac.jp

経済科学部

劉 亜静 ☎ 外線 (082) 830-1161
内線 3119
☒ conliu@shudo-u.ac.jp

人間環境学部

宮坂 和男 ☎ 外線 (082) 830-1229
内線 3111
☒ conmiya@shudo-u.ac.jp

健康科学部

島田 和子 ☎ 外線 (082) 830-1301
内線 2364
☒ conshima@shudo-u.ac.jp

学生センター

青木千代美 ☎ 外線 (082) 830-1117
内線 4412
☒ conao@shudo-u.ac.jp

学習支援センター

津原有美子 ☎ 外線 (082) 830-1426
内線 4381
☒ contsuha@shudo-u.ac.jp

図書館

安田 幸子 ☎ 外線 (082) 830-1112
内線 4521
☒ conyasu@shudo-u.ac.jp

弁護士

平谷 優子 ☎ (082) 228-3637
FAX (082) 228-3648
広島市中区上八丁堀 8-8 第一ウエノヤビル 9F
ひかり総合法律事務所



ストップ!
ハラスメント



ハラスメントとは

大学内では教職員と学生、上級生と下級生などの一種の権力関係において、不適切な発言や行為によって、相手の修学・就労の環境を害し、または人格を深く傷つけてしまうことがあります。それらの行為を広くハラスメントといい、広島修道大学では、「ハラスメント防止・対策ガイドライン」を設け、具体的にその防止に取り組んでいます。

さまざまなハラスメント

～セクハラだけじゃない～

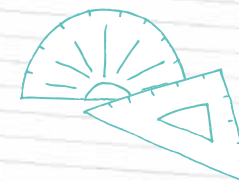
- ① **セクシュアル・ハラスメント**
相手の意に反する性的な言動。
- ② **アカデミック・ハラスメント**
教員がその職務上の地位または権限を不当に行使して行う教育上又は研究上の不適切な言動。
- ③ **パワー・ハラスメント**
教職員等が職務上の地位または権限を不当に行使して行う修学上又は就労上の不適切な言動。また学生がその優越的地位を不当に行使して行う修学上の不適切な言動。
- ④ **育児休業等に関するハラスメント**
育児休業等の制度の利用や申出をした教職員に対して行う不適切な言動。
- ⑤ **その他、人権侵害と認められる言動。**

- ★ ハラスメントの具体的な内容や対応について、中ページをご覧ください。
- ★ 広島修道大学は、構成員ひとりひとりが、ハラスメントについて正しく認識し、対応することによって、ハラスメントのない大学になるように、取り組んでいます。

2017年度 相談の手引き



ハラスメントのない
キャンパスを



広島修道大学

ハラスメント防止・対応ガイドライン

このガイドラインは、大学のすべての構成員が個人として尊重され、就学、教育および研究のための良好な環境を維持するため、ハラスメントの防止とその対応策を示すものです。



1 ハラスメントの種類と具体例

(1) セクシュアル・ハラスメント

- ・スリーサイズなど身体的な特徴を話題にしたり、性的な経験などを質問すること。
- ・身体を執拗に眺め回すこと。
- ・ヌードポスターなどを大学内に貼ること。
- ・性的な内容の電話をかけたリ、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること。
- ・成績の評価などを条件に、性的な要求や誘いかけを行うこと。

(2) アカデミック・ハラスメント

- ・図書や機器類を使わせず、学修や研究を妨害すること。
- ・進級、卒業、修了を正当な理由なく認めなかったり、単位を与えないこと。
- ・授業やレポート課題に関する質問に正当な理由なく答えないこと。
- ・ささいなミスを取りあげて叱責するなど、学生を傷つける言動、誹謗中傷をすること。

(3) パワー・ハラスメント

- ・上司が所属の教職員に対して、適切な指導、助言等を拒否すること。
- ・上司が有給休暇の申請を正当な理由なく拒否したり、嫌がらせをしたりすること。
- ・机を叩きながら注意したり、多数の人の前で罵倒すること。
- ・悪意により、恣意的な人事評価をすること。

(4) 育児休業等に関するハラスメント

- ・上司が育児休業等の制度を利用する申出等を相談した、又は利用をした教職員に対して、解雇その他不利益な扱いを示唆すること。
- ・上司が所属の教職員に対して育児休業等の制度を利用する申出等をしないように言うこと。
- ・上司又は同僚が育児休業等の制度を利用した教職員に対し、嫌がらせ的な言動をすること。

(5) その他基本的人権を侵害するような言動により、個人の尊厳を不当に傷つけること。

2 ハラスメントを起こさないための心構え

ハラスメントを起こさないために、大学の構成員一人ひとりが、互いの人格を尊重し、パートナーシップにたって行動することです。特に、相手をもっぱら性的な対象や格下の人間として見るような意識をなくすることが必要です。また、ハラスメントに当たるかどうかについては、相手の判断が重要であることをよく理解することです。相手が不快であると判断すれば、それはハラスメントであることもあります。

3 被害を受けたとき、見聞きしたときの対応

- (1) 不快であると感じたことを、相手に口頭や文書で伝えましょう。
- (2) 記録をとりましょう。その場面を目撃している人がいたら、確認したり協力が得られるように働きかけましょう。
- (3) ハラスメントを見聞きした場合は、行為者に注意しましょう。また、相談に乗るなど積極的に関わるように心掛けましょう。

4 すぐに相談しましょう

ハラスメント被害にあったときには、あなたが悪いわけではないので、相手に「ノー」と言えなくても、自分を責めたりしないでください。

そして、一人で悩まず、できるだけ早く親しい人や信頼できる人、または大学の相談員に相談してください。相談員は、本人に代わって第三者からの相談も受け付けています。

(1) 相談員（別表に記載しています）

大学では、相談窓口として、教員、職員、弁護士の相談員を多数配置しています。一番相談しやすいと考える相談員を選んでください。

(2) 相談の方法

相談は面談だけでなく、手紙、電話、ファックス、電子メールなど、いずれの方法でも行うことができます。

(3) 相談員の責務

相談員にはプライバシーと秘密を守る義務が課せられています。相談した内容が相談者の同意を得ずに部外者に漏れることはありませんので、安心して相談してください。

5 問題を解決するための方法

相談員は、受けた相談を解決するために、助言と指導を行います。それでも解決せず、相談者が望む場合には、調停を行い解決に努めます。

さらに調停での解決が困難な場合、本学は相談者の同意を得た上で調停委員会を設置するなどして問題の解決に努めます。

6 被害者の救済と加害者への制裁

ハラスメント行為があったことが認定されれば、被害者の意思を尊重しつつ、加害者への注意や被害者への謝罪、調停による和解などの措置をとります。また、被害者に対する心理的ケアなどの支援も必要に応じて行います。加害者に対しては、就業規則および学則による懲戒を行うことがあります。

7 不利益になることはありません

ハラスメントの申出やそれらに対する調査に協力した人が、そのことによって報復を受けたり不当な扱いを受けたりすることがないようにしています。そのような行為があった場合には、必要な措置をとります。



8 啓発活動をしています

全学的にハラスメント防止に対する意識を高めるため、パンフレットの配布や研修・講演会の実施などを行っています。

(別表) リーフレット別ページの窓口相談員の他、下記の相談員も配置しています。

ハラスメント調停相談員一覧

職名	氏名
副学長	山川 肖美
副学長・教学センター長	矢田部順二
商学部長	大塚 建司
人文学部長	水野 和穂
法学部長	矢部 恒夫
経済科学部長	太田耕史郎
人間環境学部長	中園 篤典
健康科学部長	増田 尚史
学生センター長	佐藤 隆司
人事課長	古川亜衣子
国際センター長	竹井 光子
財務部長	種田奈美枝
学長室長	柚木 尚美
国際センター次長	森戸 智枝

相談方法

電話、手紙、電子メール等のうちから、相談しやすい方法を選んで下さい。



1. 電話番号は直通の外線番号と内線番号を表示しています。
2. 学外から電話する時は直通の外線番号にかけてください。
3. 手紙による場合は、〒731-3195 広島市安佐南区大塚東 1-1-1 広島修道大学 ○○宛（**親展**と朱書き）でお願いします。
3. 電子メールによる場合は、裏面のアドレスに送ってください。例えば、矢野先生に送る場合は conyano@shudo-u.ac.jp となります。平谷先生への連絡は、電話、手紙、FAX などをお願いします。

平谷 優子 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-8 第一ウエノヤビル 9F
ひかり総合法律事務所